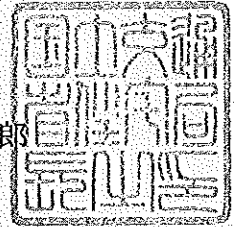


平成 22 年度 住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業）

長期優良住宅に関する技術基盤強化を行う
補助事業者の募集についての公示

平成 22 年 12 月 22 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎



平成 22 年度「住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業）」のうち、長期優良住宅に関する維持保全技術の開発及び普及を行う補助事業者の募集について公示する。

本事業は、長期優良住宅の適切な維持保全の実施の確保に向け、

- ① 長期優良住宅の維持保全に関する技術等の情報について、一般消費者に分かりやすく提示するための手法の開発
- ② 長期優良住宅の維持保全の必要性及び①の手法について、認定計画実施者である住宅所有者等に対する周知
- ③ ②による長期優良住宅の維持保全の必要性等に係る認定計画実施者等への周知結果の把握

を行う事業者に対し、国が必要な費用を補助することにより、長期優良住宅の維持保全技術の浸透に向けた技術基盤の強化を図る。

1. 公募期間

平成 22 年 12 月 22 日(水)18 時 00 分～平成 23 年 1 月 12 日(水)18 時 00 分

(必着)

2. 公募対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす者であることを要件とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること
- ・本事業の実施によって得た成果を広く一般に公開すること

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。
- ・補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必

要な組織、人員を有していること。

※採択に当たっては、所有者等に対する周知にあたり、どれだけ多数の者に周知できる事業であるか、を特に重視する。

- ・長期優良住宅に関する技術（劣化対策等）の内容を正しく理解し、効率的に事業を行う能力を有すること。

※なお、上記要件については、個別企業で全ての要件を満たす必要はなく、複数事業主体によるコンソーシアムを組織し、より機能的に事業を推進する体制を整備することを推奨する。

(3) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 公募対象事業

長期優良住宅に関する技術に係る、下記3点の観点が含まれた事業

① 維持保全技術に係る情報の提示方法の開発

例) 長期優良住宅の維持保全の技術等に係るリーフレットの作成

② 維持保全技術に係る認定計画実施者への周知の実施（周知先約25万件）

例) 長期優良住宅の維持保全に係るリーフレットの既認定物件居住者（認定計画実施者）への送付及び所管行政庁認定窓口における同リーフレットの配布

※ 維持保全技術の周知先となる既認定長期優良住宅（約15万戸）の居住者情報については、認定を行った個々の所管行政庁と個人情報の取扱いに関する協定等を締結することで、入手が可能。

③ 維持保全技術に係る認定計画実施者等への周知結果の把握

例) 長期優良住宅の維持保全に係るリーフレット送付等に併せてアンケート調査を実施

4. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年12月22日(水)18時00分～平成23年1月11日(火)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

5. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成23年1月12日(水)18時00分まで（必着）

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 石井、^{くわはら} 栗原

電話 03-5253-8111(代) FAX 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、FAX等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 詳細は説明書による。